

第3期大阪市地域福祉基本計画（素案）からの変更点

資料3

項番	ページ	計画素案（変更前）	計画案（変更後）	変更理由 考え方
		内容 <u>見え消し</u> は削除	内容 <u>下線</u> は追加	
1	全般	【例】 令和6年度～令和8年度	【例】 <u>2024（令和6）年度～2026（令和8）年度</u>	★パブリック・コメント意見35を反映
2	目次1	第1章 計画の考え方 2 計画の位置づけ （2）大阪市基本構想との関係	第1章 計画の考え方 2 計画の位置づけ （2）大阪市基本構想 <u>等</u> との関係	項番4の変更を反映
3	目次2	資料編1 統計データ 資料編2 関係法令等 資料編3 用語解説	資料編1 統計データ 資料編2 関係法令等 資料編3 用語解説 <u>資料編4 その他</u>	項番46の変更を反映
4	4ページ	（2）大阪市基本構想との関係 【大阪市基本構想については、資料編◆P.149に一部（抜粋）を掲載】	（2）大阪市基本構想 <u>等</u> との関係 <u>また、大阪府が将来にわたって持続可能な都市として成長・発展していくための政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策の取りまとめとして2024（令和6）年3月に策定された「大阪市未来都市創生総合戦略」では、「健康で安心して暮らし続けられる地域をつくる」ことを基本目標の1つとしており、本計画において方向性を共有しています。</u> 【大阪市基本構想 <u>等</u> については、資料編◆P.149に一部（抜粋）を掲載】	令和6年3月に策定予定の「大阪市未来都市創生総合戦略（案）」について記載を追加（関連：項番2、41）
5	5ページ	健康増進計画「すこやか大阪21」 《 <u>取組み</u> の方向性》	健康増進計画「すこやか大阪21」 《取組の方向性》	最新の計画案を反映
6	6ページ	【参考】その他の関連計画・指針等（主なもの） （ <u>その他へ追加</u> ）	【参考】その他の関連計画・指針等（主なもの） その他 <u>大阪市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画</u>	計画案の公表を反映（関連：項番15）
7	7ページ	（5）社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係 基本理念 「つながり・支え <u>あ</u> うことができる福祉コミュニティをつくる」 基本目標 <u>（1）</u> つながりをつくる（地域づくり） 基本目標 <u>（2）</u> 暮らしを支える（相談支援）	（5）社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係 基本理念 「つながり・支え <u>合</u> うことができる福祉コミュニティをつくる」 基本目標1 つながりをつくる「 <u>地域づくり</u> 」 基本目標2 暮らしを支える「 <u>相談支援</u> 」	最新の計画案を反映
7-2	11ページ	【隣近所】 ・ <u>自治会</u> や振興町会などの <u>町内会</u> （以下「町会」という。）が組織され、日常的な交流が行われる。	【隣近所】 ・振興町会などの <u>地縁団体</u> （以下「町会」という。）が組織され、日常的な交流が行われる。	表記の整理
8	11ページ	（ <u>追加</u> ）	<u>※地域活動協議会の名称は、「まちづくり協議会」など地域によって異なります。</u>	地域活動協議会の中には「〇〇地域活動協議会」という名称ではない団体も多くあるため
9	11ページ	<u>（ケアマネジャーのイラスト）</u>	（ <u>削除</u> ）	★パブリック・コメント意見36を踏まえて検討した結果
10	13ページ	しかしながら、全国や大阪府の人口は、平成22年をピークに減少しており、年齢構成や出生数などを踏まえると、大阪市においても、 <u>今後、本格的な減少局面に向かうと予測されます。</u>	しかしながら、全国や大阪府の人口は、2010（平成22）年をピークに減少しており、年齢構成や出生数などを踏まえると、大阪市においても、 <u>将来的には減少に転じるものと見込まれます。</u>	「大阪市未来都市創成総合戦略」における人口の今後見込みにかかる考え方と表現の整合をとるため（関連：項番24）
10-2	15ページ	・介護職員の離職率については、近年改善されてきているものの、 <u>他の産業と比べて</u> 高く、人材の確保が難しい状況にあります。	・介護職員の離職率については、近年改善されてきているものの、 <u>依然として</u> 高く、人材の確保が難しい状況にあります。	最新の統計データへ置き換え（関連：項番26、28）
10-3	15ページ	<u>町会・自治会等の地縁団体（以下「町会等」という。）</u>	町会	表記の整理

項番	ページ	計画素案（変更前）	計画案（変更後）	変更理由 考え方
		内容 <u>見え消し</u> は削除	内容 <u>下線</u> は追加	
11	16ページ	令和3年度の高齢者や障がい者に対する家族等による虐待、児童虐待についての通報等件数は、 <u>いずれも前年度からわずかに減少しているものの、</u> 引き続き高い水準で推移しています。	2022（ <u>令和4</u> ）年度の高齢者や障がい者に対する家族等による虐待、児童虐待についての通報等件数は、引き続き高い水準で推移しています。	令和4年度の虐待通報等件数が確定（児童虐待を除く）したため数値の推移を反映 （関連：項番35～39）
11-2	16ページ	大阪市における成年後見制度利用に関する申立件数の推移を見ると、令和4年は1,173件 <u>であり、増加傾向にあります。</u>	大阪市における成年後見制度利用に関する申立件数の推移を見ると、 <u>近年増加しており、</u> 2022（令和4）年は1,173件 <u>となっています。</u>	表現の整理 （関連：項番39-2）
12	19ページ	2 地域福祉にかかる法・制度の動向 ① 国の動向について （イ）生活困窮者自立支援制度 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、緊急小口資金等の特例貸付や生活困窮者自立支援金の支給<u>ーまた、住居確保給付金の対象者の拡充や受給期間中の求職活動要件の大幅な緩和等の</u>さまざまな緊急的な経済支援策が実施されました。 <u>生活困窮者自立支援制度では、従来の支援に加えて、こういった支援を受けられた方々への丁寧なフォローアップ支援をしていくことが必要であり、</u> <u>経済的課題だけでなく、本人の状況に応じてできる限り幅広い支援を行うこと、さらに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が相互に支え合う地域づくりをめざしています。</u> <u>ー（生活困窮者自立支援制度における各事業の内容については◆P.77に掲載）ー</u>	2 地域福祉にかかる法・制度の動向 ① 国の動向について （イ）生活困窮者自立支援制度 2020（令和2）年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、緊急小口資金等の特例貸付や生活困窮者自立支援金の支給<u>といった緊急的な経済支援策や、</u>住居確保給付金の対象者の拡充等のさまざまな支援策が実施されました。<u>緊急的な経済支援策については既に終了されていますが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても従来の支援に加えて、緊急的な経済支援を受けられた方々への丁寧なフォローアップ支援が実施されています。</u> <u>また、コロナ禍においては、性別や年代を問わず住まい不安定に関する相談が増加しました。就業先の寮等に居住している者には、失業等と同時に住まいを失うリスクがあることや終夜営業の店舗等を行き来している不安定居住者が一定数存在していることが明らかになっています。</u> <u>生活困窮者等の生活の安定に向けては、生活の基盤そのものである「住まい」の確保が必要不可欠であり、居住支援に関しては、「全世代型社会保障構築会議」における議論や、国土交通省・厚生労働省・法務省が3省合同で実施している「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」においても議論が深められています。</u>	令和5年12月に国の「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」が取りまとめられたことを受け、生活困窮者自立支援制度にかかる国の動向に関する記載を追加 （関連：項番14、18）
13	22ページ	さらに、令和2年6月に改正された社会福祉法では、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」（第4条第1項）と規定され、課題を抱えた方々の社会参加を支援する地域づくりがより重視されるようになりました。 また、<u>市町村</u>において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備と、関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないとされ（第6条第2項）、各施策分野の連携が強く求められています。	さらに、2020（令和2）年6月に改正された社会福祉法では、「<u>地域福祉の推進は、</u>地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」（第4条第1項）と規定され、課題を抱えた方々の社会参加を支援する地域づくりがより重視されるようになりました。 また、<u>国及び地方公共団体</u>において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備と、関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないとされ（第6条第2項）、各施策分野の連携が強く求められています。	社会福祉法の条文に合わせた文言に修正
14	24ページ	② 国の動向を踏まえた大阪市の方針 大阪市の方針 【相談支援体制の整備】 <u>（追記）</u>	② 国の動向を踏まえた大阪市の方針 大阪市の方針 【相談支援体制の整備】 <u>・居住支援法人や関係機関と連携し、生活困窮者の居住支援に取り組みます。</u>	「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」を受け、生活困窮者自立支援制度にかかる本市の方針に関する記載を整理 （関連：項番12、18）

項番	ページ	計画素案（変更前）	計画案（変更後）	変更理由 考え方
		内容 <u>見え消し</u> は削除	内容 <u>下線</u> は追加	
15	32ページ	③ 困難な問題を抱える女性への支援 これまで実施されてきた売春防止法に基づく婦人保護事業は「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」を目的としており、困難な問題に直面している女性の保護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分でした。 （中略） 本市においても、国の定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」などを勘案し、<u>基本計画が策定される予定です。その際には、「大阪市男女共同参画基本計画」や、他の関係計画との調和に努めることとされています。</u>	③ 困難な問題を抱える女性への支援 これまで実施されてきた売春防止法に基づく婦人保護事業は「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」を目的としており、困難な問題に直面している女性<u>の人権</u>の保護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分でした。 （中略） 本市においても、国の定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」などを勘案して、<u>「大阪市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定し、「大阪市男女共同参画基本計画」や、他の関係計画と連携を図りながら、施策の推進を図ることとしています。</u>	令和6年3月に策定予定の「大阪市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（案）」の内容を反映 （関連：項番6）
15-2	56ページ	主な取組12「町会への加入促進に向けた取組」 ・<u>住民が主体的に地域福祉活動を実施する機運を醸成するためにも、地域活動協議会の構成要素でもある町会の活動を応援し、加入を促進していく</u>取組を進めます。	主な取組12「町会への加入促進に向けた取組」 ・<u>地域コミュニティの維持・活性化のため、つながりの中で安全・安心に暮らすと同時に、地域活動に参画する市民が増えることをめざし、町会への加入促進に向けた</u>取組を進めます。	表現の整理
16	58ページ ・ 67ページ	主な取組17「区社協・市社協による地域福祉活動への支援」 ・（略） ・市社協が、<u>市域全体で行うべき支援活動と、区・地域レベルで展開される活動をサポートする区社協</u>を支援します。 ・（略）	主な取組17「区社協・市社協による地域福祉活動への支援」 ・（略） ・市社協は、<u>上記の区社協による地域活動支援をサポートするとともに、市域全体で共通する課題や区域を越えたテーマに対して取組まれている活動</u>を支援します。 ・（略）	★パブリック・コメント意見26を反映
17	71ページ	主な取組37「平時の見守りによる顔の見える関係づくり」 ・<u>地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業</u>を通じて、平時の見守りから、顔の見える関係づくりを推進します。	主な取組37「平時の見守りによる顔の見える関係づくり」 ・<u>「見守りNW事業」</u>を通じて、平時の見守りから、顔の見える関係づくりを推進します。	略称表記の整理

項番	ページ	計画素案（変更前）	計画案（変更後）	変更理由 考え方
		内容 <u>見え消し</u> は削除	内容 <u>下線</u> は追加	
18	73ページ	（１）複合的な課題等を抱えた人や世帯への支援 ① 生活困窮者自立支援制度との連携 大阪市では、平成27年度から相談窓口を全区に設置し、生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談していただくよう呼びかけるとともに、他の機関とも連携するなどして生活困窮者の早期把握に努めています。相談があったときには支援員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考えながら、<u>具体的な</u>支援プランを作成するなど、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。あわせて、生活困窮者支援を通して<u>見えてくる</u>地域課題や地域に不足する社会資源の検討など、地域ネットワークづくりを進めています。（◆P.19、P.77参照） また、<u>これまでの生活困窮者支援における情報共有は、本人同意が原則であることから、本人の同意が得られずに関係者間での情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見逃ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきました。</u> 平成30年の法改正により新たに設けられた支援会議では、会議体の構成員に対して<u>守秘義務をかけることによって、</u>本人の同意が得られない場合であっても、関係機関で<u>気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの</u>情報共有が可能となりました。 大阪市では、個々の<u>ケースにつき</u>検討を行う担当会議と、支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う<u>全体</u>会議の二層構造を基本とし、<u>令和元年度末までにすべての区において支援会議の運用を開始しています。</u> 生活困窮者自立支援事業の相談者には複合的な課題を抱えた世帯も多いことから、支援会議を活用し、前述の「つながる場」を通じて解決を図るなど、連携して取組を進めています。	（１）複合的な課題等を抱えた人や世帯への支援 ① 生活困窮者自立支援制度との連携 <u>生活困窮者自立支援制度は、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性など生活困窮者が抱えるさまざまな状況に応じ、自立相談支援事業を中核として、早期に包括的な支援を行うものです。</u> 大阪市では、2015（平成27）年度から相談窓口を全区に設置し、生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談していただくよう呼びかけるとともに、他の機関とも連携するなどして生活困窮者の早期把握に努めています。相談があったときには支援員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考えながら、<u>法に基づく事業の外、その他の制度によるサービス、インフォーマルな支援等を組み合わせた</u>支援プランを作成するなど、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。あわせて、生活困窮者支援を通して<u>把握された</u>地域課題や地域に不足する社会資源等について検討を行い、<u>地域</u>のネットワークづくりを進めています。（◆P.19、P.77参照） また、<u>生活困窮者の個人情報に関係機関等と共有する際には、本人の同意を得ることが基本となることから、制度開始当初は、本人の同意が得られない場合に</u>関係機関間での情報共有が進まず、深刻な困窮状態を<u>把握することや</u>予防的な措置を取ることが困難となっていました。 <u>こういった課題に対して、2018（平成30）年の法改正により設けられた支援会議では、会議の構成員に対する守秘義務が設けられており、本人の同意が得られない場合であっても、関係機関でそれぞれ把握している困窮が疑われるような事案について情報共有することが可能となりました。</u> 大阪市では、<u>全区において、個々の事案について</u>検討を行う会議と、支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う会議の二層構造を基本とした支援会議を設置しています。また、生活困窮者自立支援事業の相談者には複合的な課題を抱えた世帯も多いことから、支援会議を活用し、前述の「つながる場」において解決を図るなど、連携して取組を進めています。	令和5年12月に国の「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」が取りまとめられたことを受け、生活困窮者自立支援制度にかかる本市の取組に関する記載を整理 （関連：項番12、14）
19	82ページ	2 権利擁護支援体制の強化 （１）虐待防止の取組の推進 主な取組 <i>（追記）</i>	2 権利擁護支援体制の強化 （１）虐待防止の取組の推進 主な取組 <u>48 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの暴力について、暴力根絶に向けた予防教育・啓発等に取り組むとともに、大阪市配偶者暴力相談支援センター、区保健福祉センター、こども相談センター、警察等関係機関が連携し、被害者の安全確保を行います。</u>	★パブリック・コメント意見29を反映
20	86ページ	2 権利擁護支援体制の強化 （２）成年後見制度等の利用促進 主な取組 <i>（追記）</i>	2 権利擁護支援体制の強化 （２）成年後見制度等の利用促進 主な取組 <u>52 消費者被害の防止等の取組</u> ・消費者センターを中心として「消費者安全確保地域協議会」を設置し、地域において認知症高齢者や障がい者等の「消費生活上特に配慮を要する消費者」を見守るためのネットワークを構築しています。 ・ネットワークの構成団体（市社協、大阪市老人クラブ連合会、大阪府警察本部等）の連携、情報共有により、消費者被害に遭っている、または、その心配がある消費者を地域で発見し、消費者センターの相談につなぐ等、消費者被害の救済を図る取組を進めます。	★パブリック・コメント意見30を反映

項番	ページ	計画素案（変更前）	計画案（変更後）	変更理由 考え方
		内容 見え消し は削除	内容 <u>下線</u> は追加	
21	96ページ	（２）行政職員の専門性の向上 そのような状況の中で、各区保健福祉センターやこども相談センター等において本市福祉行政に携わる職員には、行政の役割を理解した上で、法や制度を理解し運用する能力や、必要な施策を企画立案する能力、分野をまたがる広範な知識や調整力、対人援助技術等を備えていることなど、さまざまな能力・知識等が求められており、さらに、深刻な虐待事案等権利擁護に関する対応、セーフティネット機能としての対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応も必要となっています。	（２）行政職員の専門性の向上 そのような状況の中で、各区保健福祉センターやこども相談センター等において本市福祉行政に携わる職員には、行政の役割を理解した上で、法や制度を理解し運用する能力や、必要な施策を企画立案する能力、分野をまたがる広範な知識や調整力、対人援助技術等を備えていることなど、さまざまな能力・知識等が求められており、さらに、深刻な虐待事案<u>への対応</u>や権利擁護に関する対応、セーフティネット機能としての対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応も必要となっています。	令和６年３月に改訂予定の「大阪市『福祉職員』人材育成基本方針（案）」の内容を反映
22	97ページ	重点的な取組 福祉職員の育成・専門性の向上 本市では、近年多くの福祉職員を<u>新たに</u>採用しており、一層人材育成の重要性が増しています。 【取組の内容】 → 社会の動向や福祉職員の全体状況を見据え、効果的な人材育成をはかるため、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針の定期的な検証を実施します。	重点的な取組 福祉職員の育成・専門性の向上 本市では、近年多くの福祉職員を採用しており、一層人材育成の重要性が増しています。<u>このような福祉職員の全体状況や社会の動向を踏まえ、基本方針について、必要な検証、改訂（2024（令和6）年3月改訂）を行いました。</u> 【取組の内容】 <u>・新規採用などの福祉職員に対し、より効果的なOJTを実施するために、OJTを実施する職員に対して、指導力を向上させるための支援を実施します。</u> <u>・福祉職員が管理職としても、その専門性を発揮することができるように、管理職も視野に入れたキャリア形成支援を実施します。</u>	
23	資料編1全体	－	－	出典の記載ぶりの統一
24	107ページ	大阪市の人口も今後、<u>本格的な人口減少局面に向かうと予測されます。</u>	大阪市においても、<u>将来的に人口は減少に転じるものと見込まれます。</u>	「大阪市未来都市創成総合戦略」における人口の今後見込みにかかる考え方と表現の整合をとるため（関連：項番10）
24-2	109ページ	（参考）全国 令和2年高齢化率 28.6 令和27年高齢化率推計 <u>36.8</u> 令和2年－令和27年伸び率 <u>8.2</u>	（参考）全国 2020（令和2）年高齢化率 28.6 2045（令和27）年高齢化率推計 <u>36.3</u> 2020年－2045年伸び率 <u>7.7</u>	最新の統計データへ置き換え
24-3	115ページ	また、生活保護率の推移を見ると、大阪市の生活保護率は令和<u>3</u>年度は<u>4.83</u>%と全国に比べて高いものの、平成24年度以降減少しています。	また、生活保護率の推移を見ると、大阪市の生活保護率は2022（<u>令和4</u>）年度は<u>4.76</u>%と全国に比べて高いものの、2012（平成24）年度以降減少しています。	最新の統計データへ置き換え（グラフも修正）
25	119ページ	（イ）支援の必要なケアラーの状況 総務省統計局所管の『就業構造基本調査』の調査票情報（<u>平成29年</u>）を利用して、大阪市内で独自に集計したデータによると、大阪市民のうち育児（未就学児）のみを行う者の推計人口は、男性<u>8.7</u>万人、女性<u>12.4</u>万人の合計<u>21.1</u>万人。また介護（※）のみを行う者の推計人口は、男性<u>4.7</u>万人、女性<u>8.1</u>万人の合計<u>12.8</u>万人。大阪市民のうち育児と介護のダブルケアを行う者の推計人口は、男性<u>は0.3万人</u>、女性<u>は0.5万人</u>、合計<u>0.8</u>万人、となっています。【いずれも速報値】	（イ）支援の必要なケアラーの状況 総務省統計局所管の『就業構造基本調査』の調査票情報（2022（<u>令和4</u>）年）を利用して、大阪市内で独自に集計したデータによると、大阪市民のうち育児（未就学児）のみを行う者の推計人口は、男性<u>9.0</u>万人、女性<u>11.8</u>万人の合計<u>20.8</u>万人。また介護（※）のみを行う者の推計人口は、男性<u>5.0</u>万人、女性<u>9.2</u>万人の合計<u>14.2</u>万人。大阪市民のうち育児と介護のダブルケアを行う者の推計人口は、男性・女性<u>とも2.5千人</u>、合計<u>0.5</u>万人、となっています。【いずれも速報値】	最新の統計データへ置き換え
26	122ページ	（ウ）福祉人材の確保の状況について 介護職員の離職率については、近年、改善されてきているものの、<u>他の産業と比べて</u>高い状況です。	（ウ）福祉人材の確保の状況について 介護職員の離職率については、近年、改善されてきているものの、<u>依然として</u>高い状況です。	最新の統計データへ置き換え（グラフも修正）（関連：項番10-2、28）

項番	ページ	計画素案（変更前）	計画案（変更後）	変更理由 考え方
		内容 <u>見え消し</u> は削除	内容 <u>下線</u> は追加	
27	126ページ	⑤ ひきこもりに関する実態調査から見えてくる状況 本市における、ひきこもりに関する実態調査によると、ひきこもり群に該当すると推計される方は、子ども・若者群（ <u>満15歳～満39歳</u> ）では <u>約1.7万人</u> 、成人群（ <u>満40歳～満64歳</u> ）では <u>2.4万人</u> となっています。また、内閣府の実態調査の結果では、 <u>満15歳から39歳で54.1万人</u> 、 <u>満40歳から64歳で61.3万人が</u> 、ひきこもり状態にあると推計されます。	⑤ ひきこもりに関する実態調査から見えてくる状況 本市における、ひきこもりに関する実態調査（ <u>2020（令和2）年度</u> ）によると、ひきこもり群に該当すると推計される方は、子ども・若者群（15歳～39歳）では <u>約2.07%</u> 、成人群（40歳～64歳）では <u>約2.64%</u> 、 <u>両群合わせて約4.1万人</u> となっています。また、内閣府の実態調査（ <u>2022（令和4）年度</u> ）の結果では、 <u>全国で15歳～39歳の2.05%、40歳～64歳の2.02%、合わせて146万人が</u> 、ひきこもり状態にあると推計されます。	最新の統計データへ置き換えたうえ、本市と全国を比較できるよう群ごとの内訳を%値へ変更
28	126ページ	まとめ ・介護職員の離職率は近年改善していますが、 <u>他の産業と比べて</u> 高く、人材の確保が難しい状況にあります。	まとめ ・介護職員の離職率は近年改善していますが、 <u>依然として</u> 高く、人材の確保が難しい状況にあります。	最新の統計データへ置き換え （関連：項番10-2、26）
29	128ページ	② 民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数 グラフ「大阪市と全国の活動状況の比較（ <u>令和3年度</u> ）」	② 民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数 グラフ「大阪市と全国の活動状況の比較（2022（ <u>令和4</u> ）年度）」	最新の統計データへ置き換え
30	130ページ	⑤ 町会への加入率の状況 町会加入率は年々低下していると言われています。 <u>「地域福祉にかかる実態調査」</u> の回答においても、町会へ「加入している」との回答者は62.7%から58.1%へと、減少傾向にあります。	⑤ 町会への加入率の状況 町会加入率は年々低下していると言われています。 <u>地域福祉実態調査</u> の回答においても、町会へ「加入している」との回答者は62.7%から58.1%へと、減少傾向にあります。	略称表記の整理
31	130ページ	グラフ「町会への加入率」 ・令和 <u>4</u> 年度 ・令和 <u>元</u> 年度	グラフ「町会への加入率」 ・2019(令和 <u>元</u>)年度 ・2022(令和 <u>4</u>)年度	グラフ要素の調整（順序の変更）
32	131ページ	グラフ「ボランティア登録者数の推移」 ・縦軸： <u>20,000</u> ～40,000人	グラフ「ボランティア登録者数の推移」 ・縦軸： <u>0</u> ～40,000人	グラフ形状の調整（下限の変更）
33	131ページ	グラフ「地域福祉活動への参画主体」 ・令和 <u>4</u> 年度調査 ・令和 <u>元</u> 年度調査	グラフ「地域福祉活動への参画主体」 ・2019(令和 <u>元</u>)年度調査 ・2022(令和 <u>4</u>)年度調査	グラフ要素の調整（順序の変更）
34	135ページ	グラフ「大阪市ふるさと寄附金 受入件数の推移」 ・縦軸位置： <u>右</u>	グラフ「大阪市ふるさと寄附金 受入件数の推移」 ・縦軸位置： <u>左</u>	グラフ要素の調整（軸位置の変更）
34-2	135ページ	住みよいまちづくりと地域の活性化に向けてさまざまなコミュニティ活動を展開している町会は、地域活動協議会の主要な構成要素でもあります。 <u>その活動を応援し、加入を促進していく</u> 必要があります。	住みよいまちづくりと地域の活性化に向けてさまざまなコミュニティ活動を展開している町会は、地域活動協議会の主要な構成要素でもあります。 <u>地域コミュニティの維持・活性化のために、つながりの中で安全・安心に暮らすと同時に、地域活動に参画する市民が増えることをめざし、町会への加入促進に向けた取組を進める</u> 必要があります。	表現の整理
35	136ページ	・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による高齢者虐待 ・令和 <u>3</u> 年度データ	・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による高齢者虐待 ・2022（令和 <u>4</u> ）年度データ	最新の統計データへ置き換え （グラフ・表も修正）
36	137ページ	・養介護施設従事者等（老人ホームなどの入所施設や訪問介護等事業所の職員等）による高齢者虐待 ・令和 <u>3</u> 年度データ	・養介護施設従事者等（老人ホームなどの入所施設や訪問介護等事業所の職員等）による高齢者虐待 ・2022（令和 <u>4</u> ）年度データ	最新の統計データへ置き換え （グラフ・表も修正）
37	138ページ	・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による障がい者虐待 ・令和 <u>3</u> 年度データ	・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による障がい者虐待 ・2022（令和 <u>4</u> ）年度データ	最新の統計データへ置き換え （グラフ・表も修正）
38	139ページ	・障がい者福祉施設従事者等（障がい者支援施設などの入所施設や就労継続支援事業所、ホームヘルパー等事業所の職員等）による障がい者虐待 ・令和4年度データ <u>〔※速報値〕</u>	・障がい者福祉施設従事者等（障がい者支援施設などの入所施設や就労継続支援事業所、ホームヘルパー等事業所の職員等）による障がい者虐待 ・2022（令和4）年度データ <u>〔※確定値〕</u>	最新の統計データへ置き換え （グラフ・表も修正）

項番	ページ	計画素案（変更前）	計画案（変更後）	変更理由 考え方
		内容 <u>見え消し</u> は削除	内容 <u>下線</u> は追加	
39	140ページ	・使用者（会社の社長、上司等）による障がい者虐待 ・ <u>令和3</u> 年度データ	・使用者（会社の社長、上司等）による障がい者虐待 ・2022（ <u>令和4</u> ）年度データ	最新の統計データへ置き換え （グラフを修正）
39-2	142ページ	大阪市における成年後見制度利用に関する家庭裁判所への申立件数の推移を見ると、増加 <u>傾向にあり</u> 、2022（令和4）年中の申立件数は、1,173件となっています。	大阪市における成年後見制度利用に関する家庭裁判所への申立件数の推移を見ると、 <u>近年増加しており</u> 、2022（令和4）年中の申立件数は、1,173件となっています。	表現の整理 （関連：項番11-2）
40	142ページ	グラフ「市民後見人登録者数等の推移」 ・登録者数 ・ <u>受任者数</u>	グラフ「市民後見人登録者数等の推移」 ・登録者数 ・ <u>選任者（累計）</u>	グラフ要素の調整（凡例の修正）
41	149ページ	<u>（追記）</u>	<u>【参考】 大阪市未来都市創生総合戦略 令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）（抜粋）</u>	令和6年3月に策定予定の「大阪市未来都市創生総合戦略（案）」について記載を追加 （関連：項番4）
42	150ページ	【参考】分野別計画（保健・福祉）における取組 ・第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（抜粋）	【参考】分野別計画（保健・福祉）における取組 ・第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（抜粋）	最新の計画案を反映
43	151ページ	・障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（抜粋）	・障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（抜粋）	最新の計画案を反映
44	156ページ	<u>（追記）</u>	<u>【参考】性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）（抄）</u>	★パブリック・コメント意見12を反映
45	158ページ	用語解説「オレンジリボンキャンペーン」 <u>すべての子どもが健やかに育つように、行政機関、企業、地域が一体となって、「子ども虐待防止」というメッセージが込められたオレンジリボンを、一人ひとりの胸につけて、子育てをしている親や子どもたちを始め、多くの人たちに、まわりの子どもに関心を持ち、子どもへの虐待をなくしていく輪を広げていくキャンペーンをいいます。</u>	用語解説「オレンジリボンキャンペーン」 <u>子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかけるキャンペーンです。オレンジリボンキャンペーンを通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。</u>	最新の表現へ置き換え
46	161～166ページ	<u>（追記）</u>	<u>資料編4 その他</u> ・「主な取組」目次 ・専門分科会等 委員名簿 ・連絡会議 設置要綱 ・策定の経過 ・パブリック・コメントの実施結果	追加